

平成 29 年 1 月度実施

- P13 (6) 解説

解答番号

誤 : 1 → 正 : 4

平成 28 年 9 月度実施

- P133 (7) 解説

解答番号

誤 : 2 → 正 : 1

- P165 (23) 解説

解答番号

誤 : 1 → 正 : 4

平成 28 年 5 月度実施

- P253 (18) 解説

解答番号

誤 : 2 → 正 : 1

- P253 (19) 解説

解答番号

誤 : 2 → 正 : 4

- P255 (20) 解説

解答番号

誤 : 4 → 正 : 1

- P270 (33) 問題

誤 :

雑所得の金額	▲ 50 万円 (ゴルフ会員権を譲渡したことによるもの)
--------	------------------------------

正 :

譲渡所得の金額	▲ 50 万円 (ゴルフ会員権を譲渡したことによるもの)
---------	------------------------------

FP2 級 過去問対策講座（実技・資産設計提案業務） 補正情報

平成 29 年 1 月度実施

●P27 (13) 問題

誤： [平成 24 年 1 月 31 日以前]に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

正： [平成 24 年 1 月 1 日以降]に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

●P73 <設例> III.青山家（秀樹さんとゆり子さん）の財産状況

[資料 1 : 保有財産（時価）]

誤：

	秀樹	ゆり子
金融資産		
預貯金等	2, 1 0 0	2, 1 0 0
株式・投資信託	4 0 0	4 0 0

正：

	秀樹	ゆり子
金融資産		
預貯金等	2, 1 0 0	3 0 0
株式・投資信託	4 0 0	0

平成29年1月度実施

●P16 問題

誤：( ② ) 口

正：( ② ) 円

平成28年9月度実施

●P44 《設例》

〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉

(1) Aさん（会社員）

追加：平成15年3月以前の平均標準報酬月額 30万円（276月）

平成15年4月以後の平均標準報酬月額 40万円（170月）

●P47 解説

誤：④ (1, 351, 111)

正：④ (1, 353, 111)

FP2級 過去問対策講座（実技・生保顧客資産相談業務） 補正情報

平成29年1月度実施

●P38 (13) 問題と解説

誤：

(a) 課税価格の合計額	3億円
(b) 遺産に係る基礎控除額	( ① )万円
課税遺産総額 (a - b)	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長女Cさん	( ② )万円
次男Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	( ③ )万円

正：

(a) 課税価格の合計額	3億円
(b) 遺産に係る基礎控除額	( ① )万円
課税遺産総額 (a - b)	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長男Cさん	( ② )万円
次男Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	( ③ )万円

平成 28 年 9 月度実施

●P62 (6) 問題

下記の<語句群>を追加

<語句群>

イ. 25,000	ロ. 28,000	ハ. 35,000	ニ. 40,000	ホ. 50,000
ヘ. 贈与税の課税対象	ト. 相続税の課税対象	チ. 非課税	リ. 雑所得	
ヌ. 一時所得	ル. 配当所得			

●P69 (8) ③ 解説

**誤**：長期平準定期保険を払済終身保険へ変更する場合、解約返戻金相当額は保険料積立金として資産計上し、**変更時点での資産計上額については前払保険料として資産計上する**。また、変更時点の資産計上額と解約返戻金相当額との差額については、雑収入（または雑損失）として計上する。

**正**：長期平準定期保険を払済終身保険へ変更する場合、解約返戻金相当額は保険料積立金として資産計上し、**変更時点において資産計上されていた前払保険料を取り崩す**。また、変更時点の資産計上額と解約返戻金相当額との差額については、雑収入（または雑損失）として計上する。

平成 28 年 5 月度実施

●P109 (4) ③ 解説

**誤**：2,970 (万円) → **正**：▲166 (万円)

●P119 (8) ② 解説

**誤**：**増定期保険**を払済終身保険へ変更する場合、解約返戻金相当額は保険料積立金として資産計上し、**変更時点での資産計上額については前払保険料として資産計上する**。変更時点の資産計上額と解約返戻金相当額との差額については、雑収入（または雑損失）として計上する。

**正**：**逦増定期保険**を払済終身保険へ変更する場合、解約返戻金相当額は保険料積立金として資産計上し、**変更時点において資産計上されていた前払保険料を取り崩す**。変更時点の資産計上額と解約返戻金相当額との差額については、雑収入（または雑損失）として計上する。

FP2級 過去問対策講座（実技・損保顧客資産相談業務） 補正情報

平成28年9月度実施

●P183 (15) 解説

誤：

	妻Bさんに係る課税価格	(①8,000) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	□□□万円
	孫Eさんに係る課税価格	1,000 万円
	孫Fさんに係る課税価格	1,000 万円
(a)	相続税の課税価格の合計額	□□□万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②5,400) 万円
	課税遺産総額 (a - b)	□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	□□□万円
	孫Eさん	□□□万円
	孫Fさん	(③465) 万円
(c)	相続税の総額	(④5,815) 万円

正：

	妻Bさんに係る課税価格	(①8,000) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	□□□万円
	孫Eさんに係る課税価格	1,000 万円
	孫Fさんに係る課税価格	1,000 万円
(a)	相続税の課税価格の合計額	□□□万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②5,400) 万円
	課税遺産総額 (a - b)	□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	□□□万円
	孫Eさん	□□□万円
	孫Fさん	(③465) 万円
(c)	相続税の総額	(④5,845) 万円

FP2級 過去問対策講座（実技・資産設計提案業務） 補正情報

平成 29 年 1 月度実施

●P38 (13) 問題と解説

誤：

(a) 課税価格の合計額	3 億円
(b) 遺産に係る基礎控除額	( ① ) 万円
課税遺産総額 ( a - b )	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻 B さん	□□□万円
長女 C さん	( ② ) 万円
次男 D さん	□□□万円
(c) 相続税の総額	( ③ ) 万円

正：

(a) 課税価格の合計額	3 億円
(b) 遺産に係る基礎控除額	( ① ) 万円
課税遺産総額 ( a - b )	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻 B さん	□□□万円
長男 C さん	( ② ) 万円
次男 D さん	□□□万円
(c) 相続税の総額	( ③ ) 万円

平成 28 年 9 月度実施

●P62 (6) 問題

下記の<語句群>を追加

<語句群>

イ. 25,000	ロ. 28,000	ハ. 35,000	ニ. 40,000	ホ. 50,000
ヘ. 贈与税の課税対象	ト. 相続税の課税対象	チ. 非課税	リ. 雑所得	
ヌ. 一時所得	ル. 配当所得			

●P69 (8) ③ 解説

**誤**：長期平準定期保険を払済終身保険へ変更する場合、解約返戻金相当額は保険料積立金として資産計上し、**変更時点での資産計上額については前払保険料として資産計上する**。また、変更時点の資産計上額と解約返戻金相当額との差額については、雑収入（または雑損失）として計上する。

**正**：長期平準定期保険を払済終身保険へ変更する場合、解約返戻金相当額は保険料積立金として資産計上し、**変更時点において資産計上されていた前払保険料を取り崩す**。また、変更時点の資産計上額と解約返戻金相当額との差額については、雑収入（または雑損失）として計上する。

平成 28 年 5 月度実施

●P109 (4) ③ 解説

**誤**：2,970（万円） → **正**：▲166（万円）

●P119 (8) ② 解説

**誤**：**増定期保険**を払済終身保険へ変更する場合、解約返戻金相当額は保険料積立金として資産計上し、**変更時点での資産計上額については前払保険料として資産計上する**。変更時点の資産計上額と解約返戻金相当額との差額については、雑収入（または雑損失）として計上する。

**正**：**遡増定期保険**を払済終身保険へ変更する場合、解約返戻金相当額は保険料積立金として資産計上し、**変更時点において資産計上されていた前払保険料を取り崩す**。変更時点の資産計上額と解約返戻金相当額との差額については、雑収入（または雑損失）として計上する。